

相模原市一般廃棄物処理基本計画

令和5年度の実施状況



©相模原市

令和6年8月

相 模 原 市

目 次

1	相模原市一般廃棄物処理基本計画について	1
	（1）基本理念	1
	（2）基本方針	2
2	ごみ処理計画数値目標の状況	3
3	令和5年度の実施（ごみ処理）	10
	【実施の柱Ⅰ】ごみの更なる削減	10
	基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化	10
	基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	21
	【実施の柱Ⅱ】ごみの適正な処理	27
	基本施策1 ごみ処理体制の整備	27
	基本施策2 不適正処理防止対策	30
	【実施の柱Ⅲ】ごみゼロに向けた協働の推進	34
	【実施の柱Ⅳ】生活排水の適正な処理	38
	【実施の柱Ⅴ】大規模災害への備え	43
	基本施策1 災害廃棄物等処理体制の整備	43
	基本施策2 応援・受援体制の整備	46
	相模原市のごみ減量化及び資源化の啓発活動について	47

1 相模原市一般廃棄物処理基本計画について

我が国では、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法の制定を機に、様々なリサイクルに関する法律が制定されるなど、持続可能な社会の形成に向けた法整備が進められてきました。

相模原市では、平成14年3月に「相模原市新一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、平成20年3月に旧津久井4町との合併や政令指定都市移行など、廃棄物行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度までを計画期間とする新たな基本計画「循環型社会形成 さがみはらプラン21」を策定し、「4Rの推進と循環型スタイルの確立」「資源を循環させる社会システムの構築」に取り組んできました。

また、平成31年3月には、令和9年度までを計画期間とした「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定しましたが、令和5年度に中間目標年度を迎えたことから、計画に掲げた目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、廃棄物を取り巻く課題や社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行い、令和6年3月にこの第3次計画の改定を行いました。

改定後の本計画では、高齢化の進行や市民のライフスタイルの変化、今後想定される清掃工場や最終処分場等のインフラ整備などに的確に対応し、市民が安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が引き続き廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識しつつ、循環型社会の実現に向けて協働して取り組むこととしています。

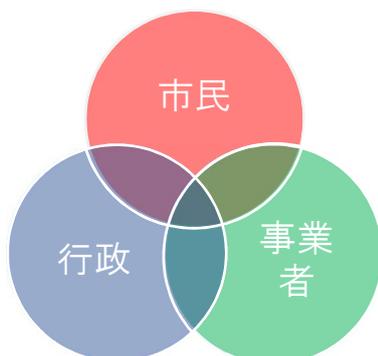
(1) 基本理念

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、本計画においては、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

ともにつくる

資源循環都市

さがみはら



(2) 基本方針

○取組の柱

【取組の柱Ⅰ】 ごみの更なる削減

ごみ総排出量は、第3次計画の基準年度である平成29年度の約22.7万トンに比べて令和5年度は約20.6万トンと約9%削減されましたが、まだ、多量のごみが排出され、事業系ごみについては、増加傾向にあります。

更にごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。

【取組の柱Ⅱ】 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努めます。

【取組の柱Ⅲ】 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、家庭から排出される一般ごみが減少するなど、一定の成果を上げています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要があります。

【取組の柱Ⅳ】 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽への転換を進めます。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進します。

【取組の柱Ⅴ】 大規模災害への備え

東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震で明らかになった災害廃棄物等の処理の課題を踏まえ、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進めます。

2 ごみ処理計画数値目標の状況

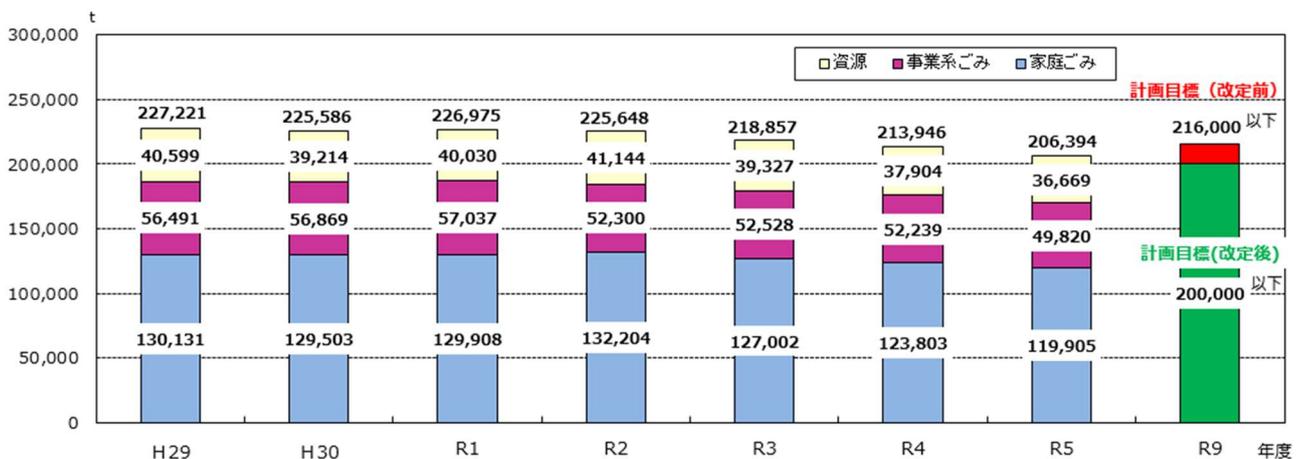
ごみ及び生活排水の基本となる「数値目標」を3項目設定するとともに、重点的な取組が必要な分野について「サブ指標」を4項目設定します。それぞれの数値については、過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して設定しています。

(1) ごみ処理における数値目標

■数値目標① ごみ総排出量

平成29年度227,222 t → 令和9年度216,000 t 以下（計画改定後200,000 t 以下）

資源化可能物の分別と排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。【算出式】家庭ごみ（一般ごみ＋粗大ごみ）＋事業系ごみ＋資源



●令和5年度実績量 206,394 t（計画量220,179 t）

令和4年度実績量 213,946 t

（令和5年度実績量内訳）

- ・家庭ごみ実績量 119,905 t
- ・事業系ごみ実績量 49,820 t
- ・資源実績量 36,669 t

令和5年度のごみ総排出量は、206,394 t となり、家庭ごみ・事業系ごみ・資源の全ての実績量が減少しました。

（家庭ごみ：△3,898 t、事業系ごみ：△2,419 t、資源：△1,235 t）

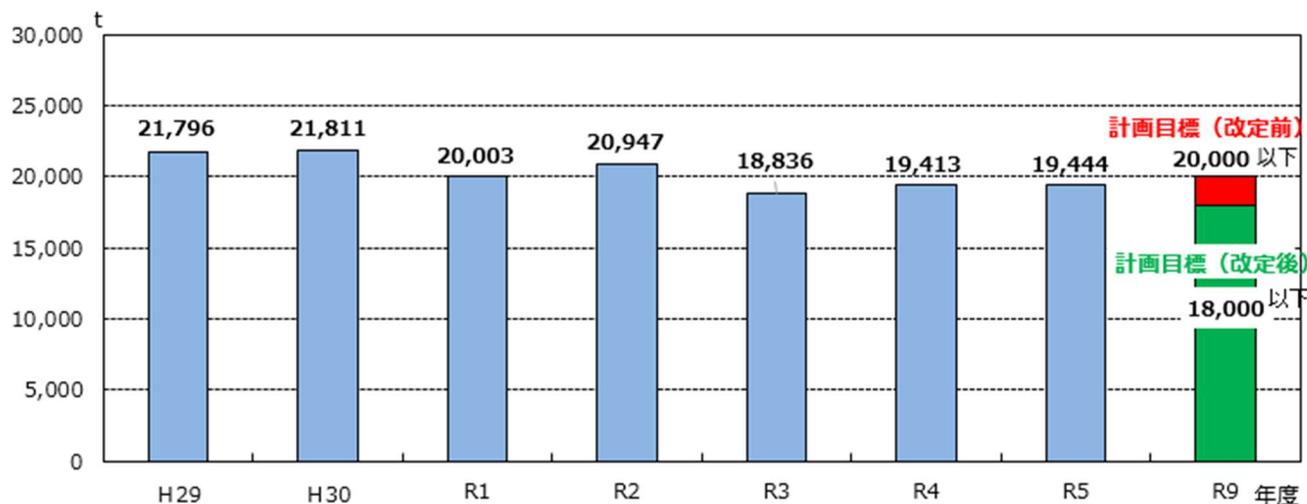
家庭ごみや資源の減少は、4Rの周知啓発によりごみの分別意識等が浸透してきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活様式が変わったことによるものと推測されます。

また、事業系ごみについては、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等により影響を受けているものと推測されます。

■数値目標② 最終処分量

平成29年度21,796 t → 令和9年度20,000 t 以下（計画改定後18,000 t 以下）

ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。



- 令和5年度実績量 19,444 t（計画量：21,180 t）
- 令和4年度実績量 19,413 t

令和5年度の実績量は、19,444 t となり、令和4年度と比べて31 t の増加となりました。

これは、ごみ総排出量は減少していますが、ごみ質の変動や運転状況により、資源回収量が若干減少したため、最終処分量が一時的に増加したものです。

※溶融スラグとは、南清掃工場で、市内で発生した一般廃棄物と北清掃工場の焼却灰を概ね1,200度以上の高温で溶融した後、冷却固化して得られるガラス質の固化物です。

生産した溶融スラグは、最終処分場において覆土や保護土として活用されるほか、市が発注する公共工事等に有効活用されています。

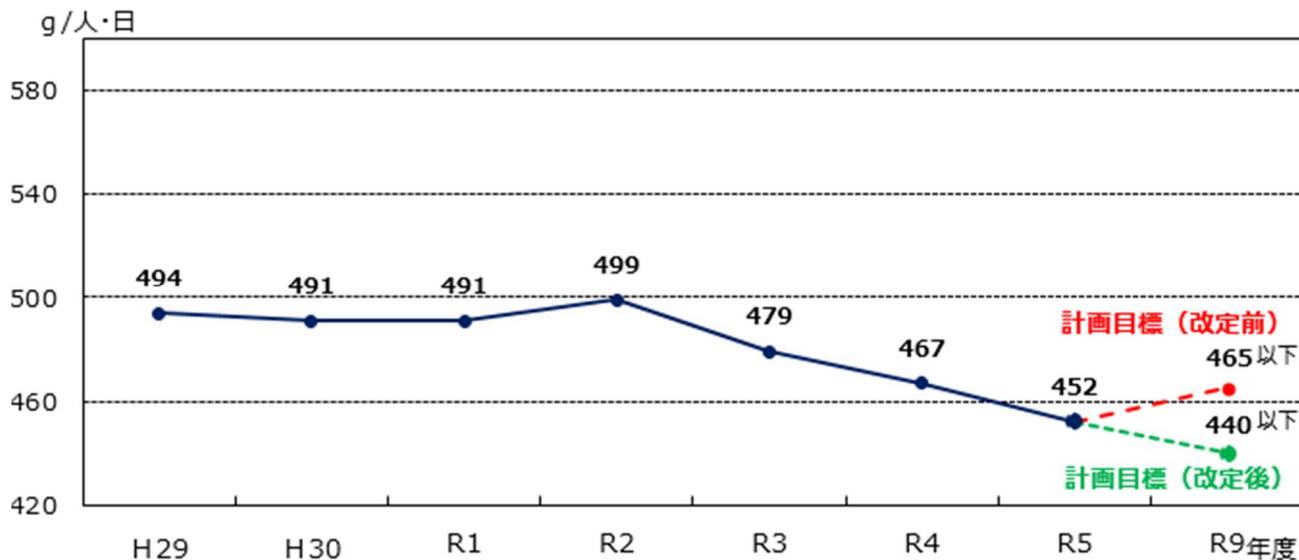
なお、溶融スラグの令和5年度の実績量は、約4,100 t でした。

■サブ指標① 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

平成29年度494 g/人・日→令和9年度465 g/人・日以下（計画改定後440 g/人・日以下）

総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」をサブ指標として設定します。

【算出式】（一般ごみ+粗大ごみ）÷人口÷365日（うるう年の場合は366日）



- 令和5年度実績量 452 g/人・日（計画量：482 g/人・日）
- 令和4年度実績量 467 g/人・日

令和5年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、452 g/人・日となり、令和4年度と比べて15 gの減少となりました。

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、令和2年度に増加しましたが、令和3年度以降は減少に転じています。

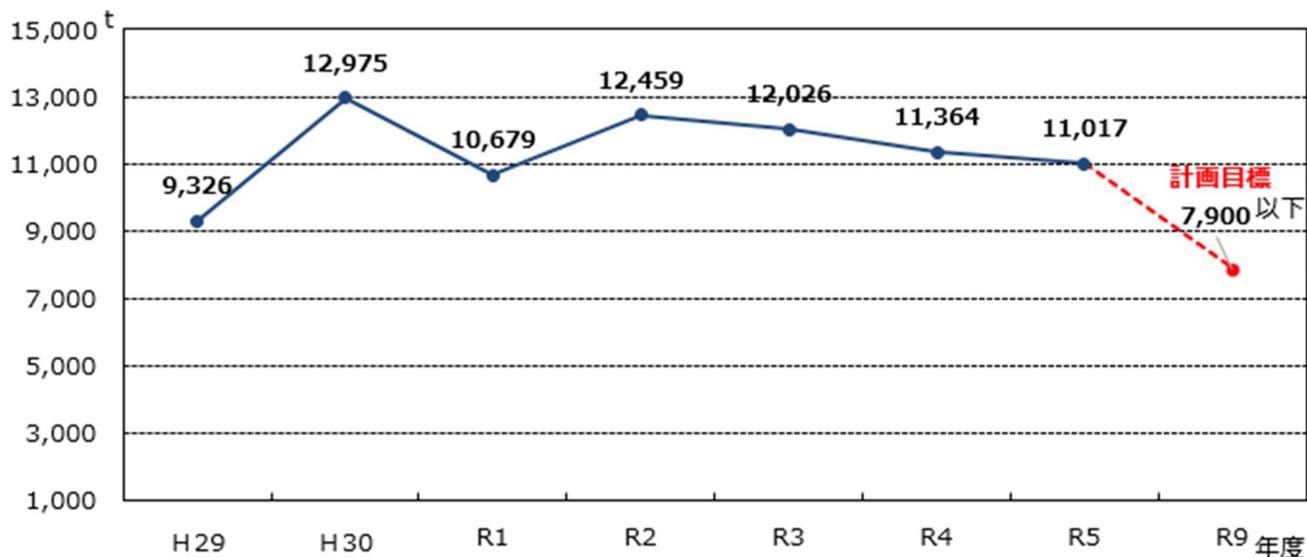
これは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、巣ごもり需要等の一時的な消費により家庭系ごみ量が増加したことに対し、令和3年度以降は、4Rの周知啓発でごみの分別やごみそのものを出さない意識が高まってきたことや、新型コロナウイルス感染拡大にともない、消費が縮小したこと等により、家庭系ごみの排出量が減少したものと推測されます。

■サブ指標② 食品ロス排出量

平成29年度9,326 t→令和9年度7,900 t以下

総排出量に含まれる効果指標のうち家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。

【算出式】一般ごみ×家庭ごみの組成分析調査における食品ロス割合



●令和5年度実績量 11,017 t (計画量: 8,555 t)

令和4年度実績量 11,364 t

(令和5年度実績量内訳)

- ・食べ残し 9,077 t
- ・手付かず食品 1,940 t

※令和5年度はごみ組成分析調査を実施していないため、令和5年度食品ロス排出量は、令和4年度に実施したごみ組成分析調査の食品ロス発生割合をもとに算出しています。

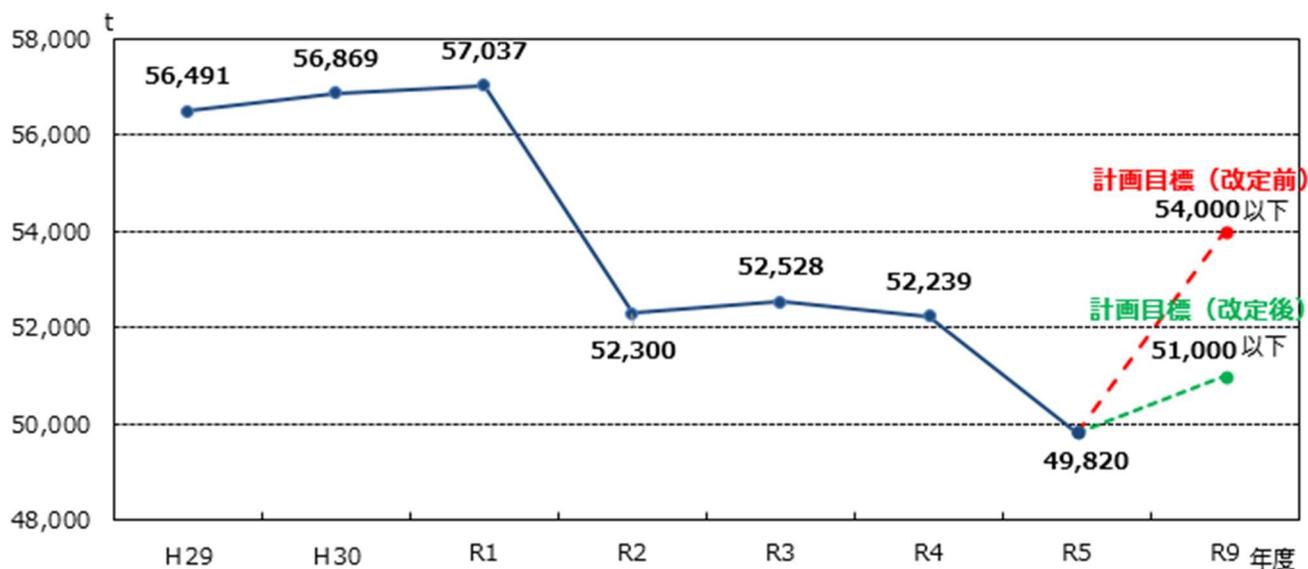
令和5年度の食品ロス排出量は11,017 tとなり、令和4年度と比べて347 tの減少となりました。

これは、家庭ごみの排出量の減少に比例して、減少したものです。

■サブ指標③ 事業系ごみ排出量

平成29年度56,491 t → 令和9年度54,000 t以下（計画改定後51,000 t以下）

ごみ総排出量に含まれる効果指標のうち事業系ごみの減量化・資源化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。



●令和5年度実績量 49,820 t（計画量：54,408 t）

令和4年度実績量 52,239 t

令和5年度の事業系ごみ排出量は、49,820 tとなり、令和4年度と比べて2,419 tの減少となっています。

令和5年度実績値は、令和9年度の計画目標を下回っていますが、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等により影響を受けているものと推測されます。

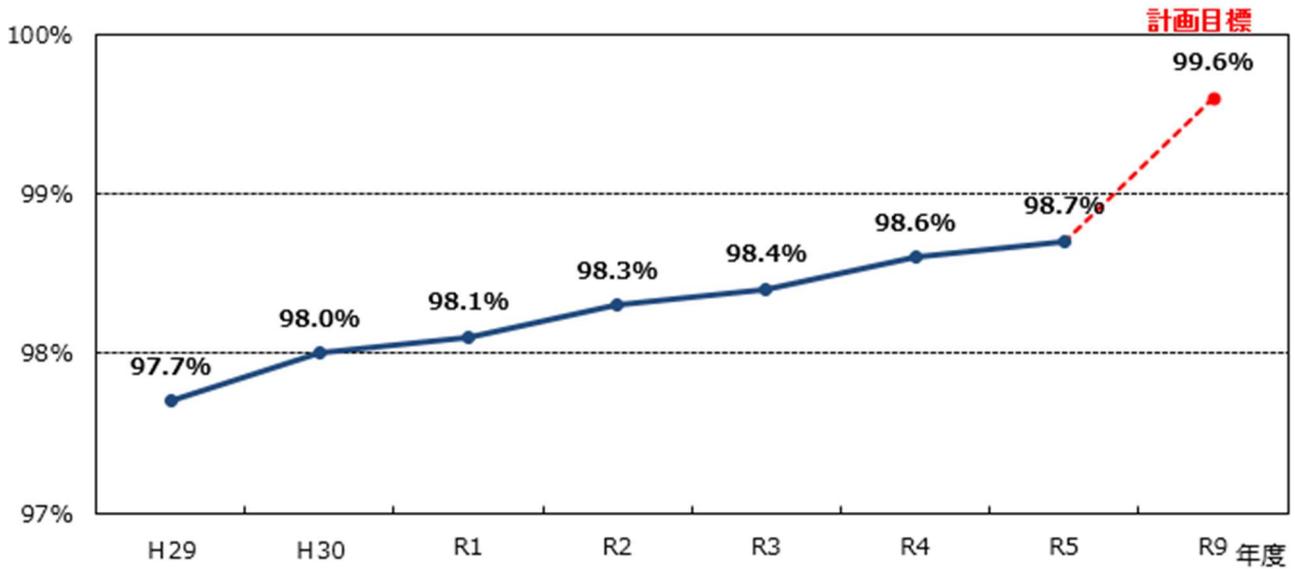
(2) 生活排水処理における数値目標

■数値目標① 生活排水処理率

平成29年度97.7%→令和9年度99.6%以上

下水道整備や高度処理型合併浄化槽等による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。

【算出式】
$$\frac{\text{公共下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{農業集落排水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$



- 令和5年度実績値 98.7%
- 令和4年度実績値 98.6%

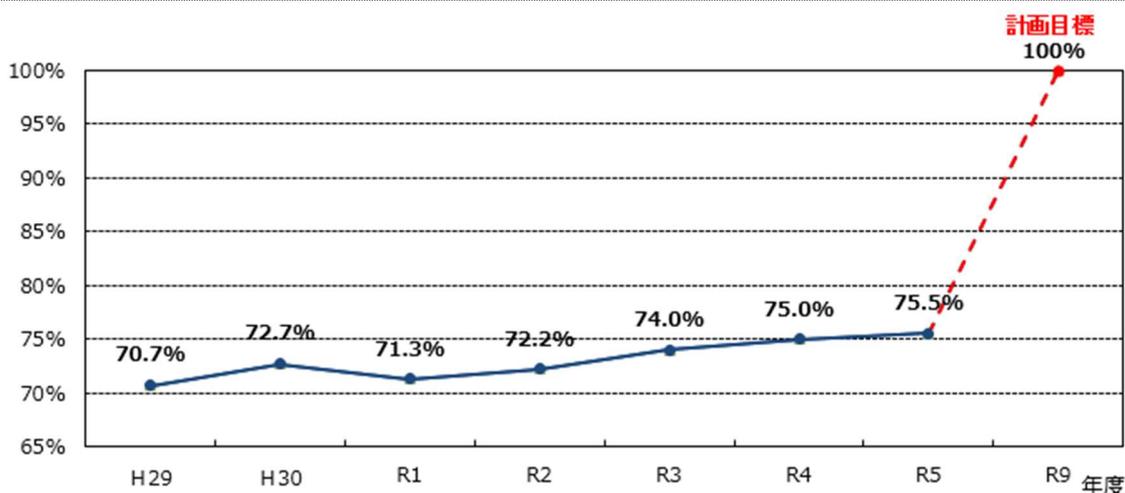
令和5年度生活排水処理率は、98.7%となりました。
令和4年度から0.1ポイントの増加となっています。

■サブ指標① ダム集水区域の公共下水道整備率

平成29年度70.7%→令和9年度100%

ダム集水区域における生活排水の適正処理の推進状況を把握するため、「ダム集水区域の公共下水道整備率」をサブ指標として設定します。（ダム集水区域では、公共下水道の整備区域の他に、浄化槽整備区域があり、それぞれ、公共下水道整備と高度処理型合併浄化槽の設置を推進しています。）

【算出式】
$$\frac{\text{公共下水道処理人口}}{\text{住民基本台帳人口} - \text{高度処理型合併浄化槽人口} - \text{農業集落排水処理人口}} \times 100$$



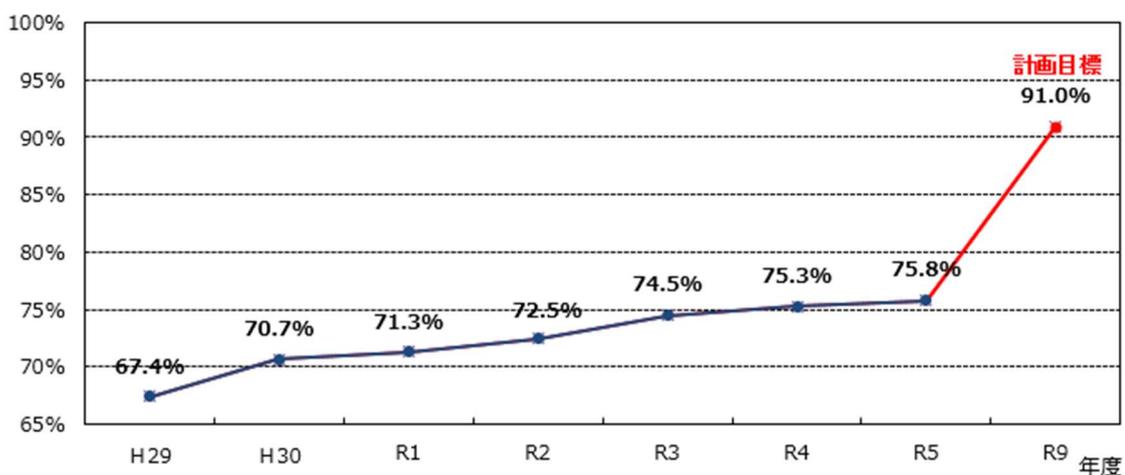
- 令和5年度実績値 75.5%
- 令和4年度実績値 75.0%

令和5年度ダム集水区域の公共下水道整備率は、75.5%となりました。令和4年度から0.5ポイントの増加となっています。

なお、本指標は第3次計画の改定に伴い、同区域における生活排水の適正処理の進捗状況より適切に反映する指標として、新たに「ダム集水区域の生活排水処理率」を設定しました。

(参考：計画改定後) ダム集水区域の生活排水処理率

【算出式】
$$\frac{\text{公共下水道処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{農業集落排水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100 \text{【ダム集水区域】}$$



3 令和5年度の取組（ごみ処理）

取組の柱Ⅰ ごみの更なる削減

ごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指す。

基本施策1 家庭系ごみの減量化・資源化

家庭系ごみの排出量は減少してきているものの、市が令和4年度に実施したごみ質測定調査では、家庭から排出されたごみの26.87%は、資源化が可能な紙やプラ製容器包装であることが明らかになっている。この資源を分別することにより更なるごみの減量化が可能である。

また、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の9.77%を占めており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロスの対策など、更なる取組を進める。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

○食品ロス削減のPR活動 ○食品ロス削減のための講座の開催 ○「水切り」の促進	
【事業内容】	・広報さがみはらや市ホームページを活用し、「水切り」やリメイクレシピ等を身近で実践できる取組を紹介する。
（取組結果）	市ホームページに食品ロス削減に関する記事及びリメイクレシピを掲載した。
【事業内容】	・若葉まつりなどのイベントで啓発ブースを出展する。
（取組結果）	イベント等にブースを計18回出展し、6,533名に啓発を実施した。
【事業内容】	・外部講師による講演会やエコクッキング講座を開催する。
（取組結果）	東京家政学院大学 名誉教授 上村 協子氏を講師に招き、オンライン講演会としてさがみはらチャンネル内で講演動画を公開した。
【事業内容】	・市民や学校等からの要望に応じ、生ごみ4Rアドバイザーを派遣するダンボールコンポスト講習会を開催する。
（取組結果）	派遣回数 10回（令和5年度生ごみ4Rアドバイザー登録人数：4名）

【事業内容】

- ・生ごみの4Rに関する活動に取り組む団体等を支援する。

(取組結果)

団体等に対する助成制度があるが、申請が無かった。(3年度連続の申請無し。)
また、生ごみ4R推進事業について見直しを行い、当該助成制度は令和5年度末で終了することとした。

【事業内容】

- ・食品ロス削減マッチングサービスの導入を含めた、SDGsパートナーを含めた企業やフードバンク団体等との連携を検討する。

(取組結果)

民間事業者と事業実施に向けた情報交換を実施した。

○生ごみ処理容器の利用促進

【事業内容】

- ・生ごみ処理容器を購入し設置する者に対し、購入費用の一部を助成する。

(取組結果)

次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付した。
なお、予算の上限に達したため、9月に申請の受付を停止した。
○対象容器：家庭から排出される生ごみを減量化・資源化する生ごみ処理容器
○対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者
○助成額：1台につき購入金額の2分の1以内(100円未満切捨て)、
限度額20,000円(1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで)
○助成台数：電動処理機 206台 コンポスト 44台

【事業内容】

- ・助成制度利用者に、アンケート調査を実施して、利用状況を把握する。

(取組結果)

平成30年度～令和4年度の助成制度利用者にアンケート調査を実施した。

○市内の循環に向けたフードドライブの推進

【事業内容】

- ・公共施設での食品の受け入れを継続する。

(取組結果)

○常時受入(令和元年10月より実施)
受付場所：市役所本庁舎(資源循環推進課事務室)、橋本台リサイクルスクエア、
麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター(令和3年1月より実施)、
南区役所区政策課(令和4年11月より実施)、麻溝まちづくりセンター(令和6年1
月より実施)
令和5年度実績 受入件数：1,305件 受入重量：約757kg
回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、子ども・若者未来局が主催する市内在住・在
学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供した。

【令和5年度実績】

	提供数量	総重量
フードバンク	2,392 個	約 544kg
学生支援	1,256 個	約 212 kg

【事業内容】

- ・市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。

(取組結果)

市内団体等が取り組むフードドライブの拠点一覧を市ホームページで紹介した。

【事業内容】

- ・身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成する。

(取組結果)

身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成した。

【事業内容】

- ・若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展する。

(取組結果)

若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展した。

○他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組

【事業内容】

- ・九都県市首脳会議や大都市清掃事業協議会等と連携して啓発活動を実施する。

(取組結果)

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ホームページ、SNS等による取組内容の発信や収集を実施した。また、エコプロ 2023 に出展し、キャンペーンのPR等を実施した。



カンメタルオレンジ

実施事業2 過剰包装やレジ袋等の削減

○マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進

【事業内容】

- ・広報さがみはらや市ホームページで周知する。

（取組結果）

4Rの啓発の一環で、広報さがみはらにマイバッグ等を活用することを周知した。

【事業内容】

- ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知する。

（取組結果）

4Rの啓発の一環で、冊子「ごみと資源の日程・出し方」にマイバッグ等を活用することを周知した。

【事業内容】

- ・若葉まつりなどのイベントで、カトラリーセットなどを活用し、マイバッグ等の利用促進を啓発する。

（取組結果）

イベントにて4Rの周知の一環としてマイバッグの周知啓発を実施した。

【事業内容】

- ・マイボトルの普及に向け、SDGsパートナーを含めた市内企業等との連携を検討する。

（取組結果）

市内企業との連携について連携方法などの調査を実施した。

○マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化

【事業内容】

- ・マイボトルの普及に向け、SDGsパートナーを含めた市内企業等との連携に向けた、働きかけを検討する。

（取組結果）

マイボトルの利用促進のため、市内企業との連携について調査研究を実施した。

○レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化

【事業内容】

- ・レジ袋有料化を踏まえ、「相模原市レジ袋削減協力店」制度の廃止を含めた見直しを行う。

（取組結果）

「相模原市レジ袋削減協力店」制度を廃止した。

○不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供

【事業内容】

- ・プラスチックごみの環境への影響について、広報さがみはらや市ホームページで周知する。

（取組結果）

広報さがみはらに掲載し、周知を図った。

実施事業3 ごみの資源化の拡大

○「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援

【事業内容】

- ・実施団体に対し、利用に関するアンケートを実施する。

(取組結果)

令和5年7月に実施団体に対して制度実施に関してのアンケートを実施した。

【事業内容】

- ・アンケート結果を踏まえ、今後の支援の在り方について検討する。

(取組結果)

アンケート結果の集計・分析を実施した。

○使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討

【事業内容】

- ・利用頻度の低い回収ボックスの移設・廃止を検討する。

(取組結果)

回収ボックスの設置場所を増設した。

【事業内容】

- ・利用促進のためのチラシを作成する。

(取組結果)

チラシを作成し、周知を図った。

◆回収実績◆

(単位：kg)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
携帯電話・スマートフォン	1,116	1,106	1,288	1,924
小型家電	67,006	61,819	57,458	53,223
コード類	12,765	13,236	14,091	40,947
パソコン	64,440	52,331	44,022	13,499
合計	145,327	128,492	116,859	109,593

○事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進

【事業内容】

- ・引き続き、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会等を通じて、国や県に対して、事業者による容器、包装材等の回収・資源化の促進に向けた要望を行う。

(取組結果)

全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望した。

○ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入の促進

【事業内容】

・他市や民間事業者が行っているポイント制度や割引制度に関する調査結果を踏まえ、取組内容について再検討する。

（取組結果）

他市の実施状況等について調査するとともに、今後の本事業の取組内容について再検討した。

○家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討

【事業内容】

・「木質バイオマス」としての資源化に向けて、収集運搬や処理方法について、課題の整理を行う。

（取組結果）

資源化に向けた課題の検討等を実施した。

○新たな資源化に関する調査研究

【事業内容】

・プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの一括回収の実施に向けて、開始時期や分別基準等の制度設計を行う。

（取組結果）

「全てプラスチック素材でできているものかつ50cm未満」「全てプラスチック素材でできているものかつ30cm未満」2つの分別基準で、モデル事業を行い、組成調査を行うこととした。

【事業内容】

・地域との意見交換を行う。

（取組結果）

製品プラスチック一括回収のモデル事業実施予定地に出向き、分別状況等について、意見交換を行った。また、モデル事業の際、アンケート調査を行うこととした。

○「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ

【事業内容】

・引き続き、全国都市清掃会議等を通じて国や事業者に対して、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。

（取組結果）

全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都府県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望した。

実施事業4 リユースの促進

○転居の際に排出される家具等のリユースの促進

【事業内容】

- ・リユースに関する連携協定を締結している事業者と新たなスキームについて協議する。

(取組結果)

リユースに関する連携協定を締結している事業者2社と、新たなスキームについて継続協議し、課題を整理した。

○橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具譲渡の継続

【事業内容】

- ・継続してリユース家具の譲渡を行い、市民に対し、ごみの減量化や4Rの普及啓発を行う。

(取組結果)

橋本台・麻溝台リサイクルスクエアにおいて、粗大ごみとして排出された家具類を清掃・修理して抽選で市民に譲渡した。

◆譲渡実績◆

	橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア
来場者数	10,172人	8,567人
リユース家具の 展示品数	960点	710点
リユース家具の 応募総数	6,261件（平均倍率約7倍）	4,523件（平均倍率約6倍）

○リサイクルスクエアにおける情報発信の強化

【事業内容】

- ・館内の映像放送を継続実施する。

(取組結果)

ごみの分別、食品ロス及び市の紹介動画等の放映を常時実施した。

【事業内容】

- ・ごみの分別及び資源化する方法の動画を作成し、映像放送を拡充する。

(取組結果)

放映動画を2種類から3種類に拡充した。

○フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPRの推進

【事業内容】

- ・継続してイベントを開催し、4Rの普及啓発を行う。

(取組結果)

イベントを開催し、4RのPRを推進した。

「さがみはら4Rフェア2023」

令和5年10月15日（日）午前10時30分から午後3時30分まで

アリオ橋本 グランドガーデン

<p>○ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する、リユースサイトと市ホームページの連携を図る。
<p>(取組結果)</p> <p>市ホームページにおいて、リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供するプラットフォームへのリンクを設置し、リユースを推進した。</p>

実施事業5 4Rに関する情報発信や環境教育の推進

<p>○ごみ排出ルールの周知・啓発</p> <p>○ごみ・資源集積場所のルールの徹底</p> <p>○不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供</p> <p>○外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」や市ホームページで周知する。
<p>(取組結果)</p> <p>冊子「ごみと資源の日程・出し方」を配布した他、市ホームページにて周知を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ルールが守られていない「ごみ・資源集積場所」の管理者に対する指導や早朝啓発を実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>ごみ・資源集積場所4か所において121名を対象に排出指導を実施した。 また、管理者に対しての指導等を継続実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の不動産管理会社を通じて、集合住宅入居者へ分別啓発チラシの配布を検討する。
<p>(取組結果)</p> <p>不動産管理団体3団体に対し「小型充電式電池」の分別回収に係るチラシ配布を依頼し、集合住宅入居者への周知及び啓発を図った。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学祭に出向く等、キャンペーンを実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>青山学院大学にて、相模原市の廃棄物行政に関する講義を行った。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国語版を作成する。
<p>(取組結果)</p> <p>外国人に対するごみ排出ルール周知の一環として、冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国版（5か国語）を配布するとともに、8か国語について市ホームページに掲載した。</p>

<p>○継続的な環境教育の推進</p> <p>○学校や企業への出前講座の拡大</p> <p>○若い世代を対象としたワークショップ等の実施</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、公民館等における相談会を実施する。

<p>(取組結果)</p> <p>公民館2館において計45名を対象に相談会を実施した。</p>												
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校及び保育園への出前講座を実施する。 												
<p>(取組結果)</p> <p>小学校・保育園やまちかど講座の派遣依頼があった団体等に対し、「分別の達人養成講座」を実施した。</p>												
<p>◆出前講座実績◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加者</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校出前講座</td> <td>5,223人</td> <td>67回</td> </tr> <tr> <td>保育園・幼稚園出前講座</td> <td>3,080人</td> <td>27回</td> </tr> <tr> <td>その他出前講座</td> <td>413人</td> <td>10回</td> </tr> </tbody> </table>		参加者	回数	小学校出前講座	5,223人	67回	保育園・幼稚園出前講座	3,080人	27回	その他出前講座	413人	10回
	参加者	回数										
小学校出前講座	5,223人	67回										
保育園・幼稚園出前講座	3,080人	27回										
その他出前講座	413人	10回										
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中高生を対象とした出前講座や相談会を検討する。 												
<p>(取組結果)</p> <p>教育委員会へのカリキュラム確認やモデル候補の中学校へのヒアリングを行い、検討を進めた。</p>												
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成する。 												
<p>(取組結果)</p> <p>小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成し、市内小学校での出前講座等にて配布した。</p>												

<p>〇ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進</p>	
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ごみ分別アプリ「シゲンジャーSearch」を随時更新する。 	<p>(取組結果)</p> <p>小型充電式電池及びボタン電池の回収マップの実装など内容を拡充した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新する。 	<p>(取組結果)</p> <p>市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新し、市民に分かりやすく情報を発信した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> X(旧twitter)「@shigenjar」を随時更新する。 	<p>(取組結果)</p> <p>分別戦隊シゲンジャー銀河のX(旧Twitter)アカウントにてイベント等の告知の他、10月の3R推進月間においてフォローキャンペーンを実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別及び資源化する方法を動画で作成し、映像放送を拡充する。 	<p>(取組結果)</p> <p>ごみの減量化・資源化の周知動画について、他市の先進事例等の調査を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源中間処理施設の手選別の様子を動画サイトに掲載する。 	

(取組結果)

資源中間処理施設の手選別の様子について、より効果的な市民周知方法を再検討し、4Rフェアなどのイベントで動画を放映した。

○不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討

【事業内容】

・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する、リユースサイトと市ホームページの連携を図る。

(取組結果)

市ホームページにおいて、リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供するプラットフォームへのリンクを設置し、リユースを推進した。

○環境に配慮した消費活動に関する情報の提供

【事業内容】

・生ごみ処理容器を購入し設置する者に対し、購入費用の一部を助成する。(再掲)

(取組結果)

次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付した。

なお、予算の上限に達したため、9月に申請の受付を停止した。

○対象容器：家庭から排出される生ごみを減量化・資源化する生ごみ処理容器

○対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者

○助成額：1台につき購入金額の2分の1以内(100円未満切捨て)、

限度額20,000円(1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで)

○助成台数：電動処理機 206台 コンポスト 44台

【事業内容】

・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を作成する。

(取組結果)

リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を700部作成し、講座やイベント等で全量配布した。

実施事業6 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

○ごみ処理手数料の適正な在り方の検討

【事業内容】

・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究する。

(取組結果)

令和5年10月に手数料を改定するとともに、改定を検討している自治体等と情報交換を実施した。

【事業内容】

・手数料改定に伴う家庭系ごみの排出量への影響を調査する。

(取組結果)

令和5年4月から月ごとに、一般ごみ、粗大ごみの排出量について分析を実施した。

一般ごみの持ち込みや粗大ごみの排出量については、手数料改定前後を比べると減少しているものの、手数料改定による影響とは推察されなかった。

○一般ごみの処理の有料化に関する他自治体の動向の調査研究

【事業内容】

・一般ごみの処理の有料化を実施している他自治体の最新の状況について、継続して調査研究を行うとともに、一般ごみの排出量が継続して増加する場合などを想定し、引き続き、一般ごみの処理の有料化について検討する。

（取組結果）

他自治体の取組事例やごみ減量効果、手数料等に関する調査を行い、導入にあたっての課題等を整理した。



ペットイエロー

基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に影響される傾向がある。

令和4年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査では、紙類が31.4%、食品ロス・食品廃棄物が合わせて31.1%、合成樹脂が30.8%と多く、4分類で全体の93.3%を占めた。

紙類のうち9.7%が資源化可能物であること、また、合成樹脂のうち、本来、産業廃棄物として処理する必要があるプラスチック類が18.7%含まれている。このプラスチックには、汚れのついたトレーなど再資源化困難なプラスチック類も一定の割合で含まれており、全てのプラスチック類を資源化可能物とすることは難しいが、分別や適正排出を推進することにより、ごみの減量化・資源化が可能である。

また、事業系ごみでは食品ロス・食品廃棄物の排出量が全体の31.1%と大きな割合を占めることから、家庭系ごみ対策と同様に生ごみや食品ロス削減の取組が重要である。

あわせて、新たな資源化に関する調査研究を進める。

実施事業1 生ごみ・食品ロスの削減

○公共施設における食品廃棄物削減の推進

【事業内容】

・各公共施設への食品ロス削減に係るポスターの配布及び食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスの削減について協力を求める庁内放送を実施するなどの啓発活動を行う。

（取組結果）

各公共施設内の飲食店等への食品ロス削減に係るポスターやポップの配布、及び食品ロス削減月間に合わせて、庁内放送や全庁掲示板、デジタルサイネージ（動画）での啓発を実施した。

【事業内容】

・商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行う。

（取組結果）

相模原市職員生活協同組合売店へ「てまえどり」の啓発ポスターやポップの掲示協力を依頼した。

○会食時における「3010 運動」の実施及び啓発

【事業内容】

・暑気払いシーズンや忘年会シーズンに飲食店を対象にポスターの配布等の啓発キャンペーンを行う。

（取組結果）

会食や宴会の多いシーズン（年末年始や年度末）に、公共施設の庁内放送や全庁掲示板、デジタルサイネージ（動画）等で、啓発を実施した。

【事業内容】

・中小事業者訪問指導時及び食品ロス削減月間に合わせて、会食時における「3010 運動」に関する働きかけの促進に係るリーフレットを配布する。

（取組結果）

中小事業者訪問指導及び食品衛生責任者実務講習会の際に、会食時における「3010 運動」の促進に関する啓発を行い、あわせて、令和5年10月より、食品衛生責任者実務講習会参加事業者に対して、啓発物品（ポスターやポップ）の配布を開始した。

○学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進に係る検討を行う。
<p>(取組結果)</p> <p>飼料化可能な原料の排出が適正にできるよう、徹底した分別を行うことにより、小学校（17校）、学校給食センター（1施設）で給食残さ飼料化事業を実施した。</p> <p>○事業実施校・施設</p> <p>新磯小学校、大沢小学校、大沼小学校、大野小学校、大野北小学校、小山小学校、上鶴間小学校、作の口小学校、桜台小学校、清新小学校、相武台小学校、中央小学校、鶴園小学校、橋本小学校、富士見小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、上溝学校給食センター</p>

○フードバンク等との連携
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの要望に対し、フードバンク実施団体との連携に係る調整を行う。
<p>(取組結果)</p> <p>「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用し、フードバンク等の活用に関する啓発を実施した。</p>

○小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者訪問指導時及び食品ロス削減月間に合わせて、飲食店を営む事業者へ、小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけの促進に係るリーフレットの配布を行う。
<p>(取組結果)</p> <p>中小事業者訪問指導及び食品衛生責任者実務講習会の際に、飲食店を営む事業者に対し、小盛りメニューや食べ残しの持ち帰り希望者への対応促進の啓発を実施した。</p>

○生ごみ処理容器の利用促進
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用して、生ごみ処理機の利用に関する啓発を行う。
<p>(取組結果)</p> <p>「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用し、生ごみ処理機の利用に関する啓発を実施した。</p>

実施事業2 ごみの資源化の拡大

○木くずや剪定枝の資源化の拡大
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用して、木くず（剪定枝など）の資源化についての啓発を行う。
<p>(取組結果)</p> <p>「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」に、木くずの資源化について掲載し、多量排出事業者や中小事業者等に対して啓発を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p>

・ガイドラインを用いた啓発以外の事業について検討を行う。

(取組結果)

排出事業者のニーズに応じた対応を行うため、まちかど講座への登録を行うなど、啓発機会の拡大に向けた調整を実施した。

○剪定枝の受入先拡大の検討

【事業内容】

・「一般廃棄物処理業の許可に係る基本方針」に基づき、剪定枝の資源化に必要な許可制度について運用を行う。

(取組結果)

事業者から剪定枝の資源化に係る相談を受け、協議を行った。

○学校給食で発生する残さの資源化の拡大

【事業内容】

・学校給食の調理過程において発生する野菜くずや児童の食べ残しについて、市内民間資源化施設を活用し、資源の有効活用、資源化の推進を図る。

(取組結果)

飼料化可能な原料の排出が適正にできるよう、徹底した分別を行うことにより、小学校（17校）、学校給食センター（1施設）で給食残さ飼料化事業を実施した。

○事業実施校・施設

新磯小学校、大沢小学校、大沼小学校、大野小学校、大野北小学校、小山小学校、上鶴間小学校、作の口小学校、桜台小学校、清新小学校、相武台小学校、中央小学校、鶴園小学校、橋本小学校、富士見小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、上溝学校給食センター

○少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討

【事業内容】

・少量の資源でも排出できる仕組みの実現可能性について、他市の取組事例等の調査等を行う。

(取組結果)

政令市・近隣自治体を構成員とした会議等において、情報収集を実施した。

○新たな資源化に関する調査研究

【事業内容】

・政令市・近隣自治体を構成員とした会議等を通して新たな資源化に関する調査研究を行う。

(取組結果)

政令市・近隣自治体等を構成員とした会議等において、情報収集を実施した。



レモンちゃん

実施事業3 適正排出の推進

○事業系ごみの搬入物検査の強化

【事業内容】

- ・資源ごみや産業廃棄物の混入抑制のため、南清掃工場及び北清掃工場での「搬入物検査」を行う。

（取組結果）

各清掃工場において、事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施した。

【事業内容】

- ・令和4年度実施の組成分析調査の結果をもとに、搬入物検査の強化に係る今後の調査研究を進める。

（取組結果）

ICTを活用した搬入物検査の新たな手法について研究をした。

○事業系ごみのマニフェスト制度の導入

【事業内容】

- ・事業系一般廃棄物の適正排出を推進する事業目的を達成するため、ICTの利活用も含めた最善の方策について検討を行う。

（取組結果）

地区毎の事業者訪問にて事業系ごみの排出指導を実施することにより、事業系一般廃棄物の適正排出を推進するとともに、先行自治体の状況把握を実施した。

○減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化

【事業内容】

- ・事業者の負担を軽減することによる、提出率の向上、廃棄物減量化に向けた啓発及び提出データの活用を行うため、ICTの導入などの検討を行う。

（取組結果）

新たなオンライン提出の受付手法についての検討を実施した。

【事業内容】

- ・未提出事業者に対する指導の強化（訪問指導等）を行う。

（取組結果）

未提出事業者に対して、書面及び電話により、提出指導を実施した。

○排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化

【事業内容】

- ・中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。

（取組結果）

中小事業者に対し、適正排出指導等を実施し、適正排出の促進を図った。

○中小事業者地区別訪問：3,573者（うち、飲食店637者）

緑区：橋本、下九沢、上九沢、大島

中央区：横山、中央、富士見、下九沢

南区：相南、松が枝町、南台、旭町、栄町、豊町、相模台、相模大野

○共同排出事業の支援
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同排出事業に係る地域からの相談（本事業に関する説明や参加方法等）への対応を行う。
<p>（取組結果）</p> <p>対象地域の事業者への事業内容の案内や、回収業者からの相談対応等を実施した。</p>

○ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。
<p>（取組結果）</p> <p>中小事業者に対し、適正排出指導等を実施し、適正排出の促進を図った。</p> <p>○中小事業者地区別訪問：3,573者（うち、飲食店637者）</p> <p>緑区：橋本、下九沢、上九沢、大島</p> <p>中央区：横山、中央、富士見、下九沢</p> <p>南区：相南、松が枝町、南台、旭町、栄町、豊町、相模台、相模大野</p>

実施事業4 4Rに関する情報発信

○ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び他政令市と共同で実施している取組の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を実施している事業者を冊子及びホームページ等で紹介を行う。
<p>（取組結果）</p> <p>廃棄物自主管理事業の取組の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を実施している事業者をホームページ等で紹介した。</p>

○事業者の優良な取組の表彰
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化に取り組む事業者等を認定するエコショップ等認定制度を周知するとともに、認定事業者の減量化等に関する優良な取組事例を市ホームページ等で周知を行う。
<p>（取組結果）</p> <p>エコショップ、エコオフィス認定事業について、市ホームページで公表した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良な取組を行っている事業者への支援策として、エコショップ等の認定と、殿堂入りした事業者の表彰を行う。
<p>（取組結果）</p> <p>エコオフィス認定事業について、令和5年9月に新規1件、令和5年度末に更新5件の認定を行った。認定事業者については、市ホームページで公表した。</p>

◆認定状況◆

	各年度新規認定者			令和5年度末認定数	
	R3年度	R4年度	R5年度	殿堂入り	認定合計
エコショップ	0	0	0	29	29
エコオフィス	0	1	1	44	54
エコ商店街	0	0	0		0
合計	0	1	1	73	83

○「エコショップ等認定制度」の見直し・充実

【事業内容】

- ・「エコショップ等認定制度」の見直し・充実に係る情報収集等を行う。

（取組結果）

令和5年度業務スリム化プロジェクトにより、「エコショップ等認定制度」の見直しを行い、令和5年度をもって新規受付を終了した。

○環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信

【事業内容】

- ・県及び他政令市と共同で実施している取組の一環として、環境に負荷のかからない商品等の開発を行っている事業者を冊子及びホームページ等で紹介を行う。

（取組結果）

廃棄物自主管理事業の一環として、廃棄物の発生抑制等に係る県内の優良な取組事業者を、県のホームページ及び「自主管理の手引き（※電子媒体のみ）」にて紹介した。

実施事業5 ごみ処理手数料の在り方の調査研究

○ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究

【事業内容】

- ・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究する。

（取組結果）

令和5年10月に手数料を改定するとともに、他自治体の調査を通じて改定を検討している自治体等と情報交換を実施した。

【事業内容】

- ・手数料改定に伴う事業系ごみの排出量への影響を調査する。

（取組結果）

令和5年4月から月ごとに、事業系ごみについて分析を行った。

手数料改定により10月から10kgにつき10円の値下げとなったが、排出量が増加に転じることもなく、年間を通して減少傾向であった。

取組の柱Ⅱ ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に努める。

基本施策 1 ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要がある。このため、施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進める。

また、清掃工場では、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電を行うとともに、焼却の段階で金属等の資源を回収し、焼却灰もスラグ化して再生利用を行っており、今後も引き続き、エネルギーや資源の有効活用を図る。

ごみの収集・運搬に当たっては、経済性・効率性を考慮するとともに環境負荷の低減に配慮することが必要である。ごみ収集車については、引き続き、低公害車を導入するとともに、市民サービスの向上に向け、収集運搬体制の見直しを進める。

あわせて、ごみ出しが困難な方への支援について、福祉分野等と連携しながら対応を進めるとともに、亡くなった方の遺品整理に伴い発生したごみや火災などの災害時に発生する「罹災ごみ」の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討する。

実施事業 1 一般廃棄物処理施設の整備

○最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進

【事業内容】

・現在供用中の一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、当初計画のとおり埋立を行うため、貯留構造物の整備を進める。

（取組結果）

一般廃棄物最終処分場第2期整備地かさ上げについて、貯留構造物である第1土堰堤の整備を完了した。

○最終処分場の計画的な整備

【事業内容】

・次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。

（取組結果）

市内4箇所の候補地（緑区根小屋、南区麻溝台（各2箇所））の、周辺地域と対話や情報提供を行うとともに、最終処分場の役割や重要性を周知・啓発するため、施設の見学会などを実施した。

○清掃工場の計画的な整備等

【事業内容】

・南清掃工場の長寿命化及び北清掃工場の建替整備に向けた取組を進める。

（取組結果）

南清掃工場について、長寿命化を図るため、基幹的設備改進黨業の検討を進めた。

北清掃工場について、建替整備基本方針を策定し、建替整備に向けた検討を進めた。

実施事業2 エネルギーや資源の有効活用

○清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用

【事業内容】

・効率よく発電を行い、場内や清掃関連施設に電気の供給と他施設に蒸気を供給するとともに、余剰電力を売電するなど、エネルギーの有効活用を推進する。

（取組結果）

工場内や清掃関連施設（麻溝台・橋本台環境事業所）に電気を供給するとともに、他施設に蒸気を供給し、あわせて余剰電力を売電した。

◆発電量等実績◆

	南清掃工場	北清掃工場
発電量（kWh）	52,773,040	18,331,050
売電量（kWh）	24,718,536	8,727,549
売電金額（円）	514,672,248	189,958,809
蒸気供給量（t）	9,216	6,290
蒸気供給先	市民健康文化センター カサのタグリハウス（温室）	LCA国際小学校北の丘センター

○ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用

【事業内容】

・道路用資材等への利用を推進することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図る。

（取組結果）

市公共工事において、アスファルト合材の骨材として利用した。最終処分場の遮水シート保護土及び覆土の一部代替として、また、土堰堤工事で、有効利用を図った。

○溶融スラグ有効利用量：約 4,100 t

実施事業3 収集運搬体制等の整備

○ごみ出しが困難な方への対応の検討

【事業内容】

・他市の実施例や本市の現状、ニーズを把握する。

（取組結果）

他市の最新の実施状況や市内のごみ出し支援の取組について調査した。

○「り災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討

【事業内容】

・り災ごみの収集運搬について、他市の実施事例を調査し、課題の整理を行う。

（取組結果）

県内市及び近隣市が行っている取扱いについて調査した。

○効率的な収集運搬体制の検討

【事業内容】

・他政令市や近隣市の収集運搬体制について、調査・研究する。

（取組結果）

他自治体の先行事例にあったごみ収集の見える化システムの実証実験を実施した。

○「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ（再掲 I-1-3）

【事業内容】

・引き続き、全国都市清掃会議等を通じて国や事業者に対して、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。

（取組結果）

全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。）」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望した。

基本施策 2 不適正処理防止対策

不法投棄については、パトロール、監視カメラの設置、市民との協働による不法投棄防止活動等により、減少傾向にあるが、津久井地域については、山間部の道路際などへの不法投棄が後を絶たない状況にある。

このことから、良好な生活環境や自然環境の保全を一層図る観点に立ち、多発箇所を中心に、引き続き不法投棄防止の取組を推進する必要がある。

また、ごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為や許可なく不用品を回収する行為は、市民の分別意識を低下させるだけでなく、事業者によっては、安心・安全な生活を脅かす悪質な場合も考えられることから、今後も継続して厳正に対応する必要がある。

実施事業 1 不法投棄防止対策の推進

○不法投棄防止パトロールの継続

【事業内容】

- 不法投棄多発区域などのパトロールを継続して行うとともに、不法投棄者に対する指導を実施する。

(取組結果)

不法投棄多発区域などについて、不法投棄防止パトロール等を実施した。

◆巡回監視実施状況◆

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
パトロール中の不法投棄物の発見	58箇所	41箇所	16箇所	72箇所	22箇所
市民からの通報箇所の調査	66箇所	68箇所	65箇所	78箇所	58箇所
合計	124箇所	109箇所	81箇所	150箇所	80箇所

◆不法投棄回収量◆

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
資源循環グループ所管分	89 t	87 t	59 t	38 t	41 t
直営収集	69 t	65 t	42 t	23 t	27 t
委託収集	20 t	22 t	17 t	15 t	14 t
他部所管分	68 t	45 t	54 t	58 t	100 t
合計	157 t	132 t	113 t	96 t	141 t



○監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続

【事業内容】

- ・不法投棄多発区域などへの監視カメラの設置による、不法投棄防止活動を行う。

(取組結果)

不法投棄多発区域などに設置している監視カメラの設置場所を状況に応じた見直しを実施した。

◆監視カメラ設置状況◆

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置数 (うち新設)	61台 (1台)	61台 (0台)	61台 (0台)	61台 (0台)	61台 (0台)



○不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進

【事業内容】

- ・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。

(取組結果)

パートナーシップ協定を締結した14市民団体と協働による不法投棄対策事業を実施した。

【主な市民団体の活動内容】

- 散乱ごみの収集
- 市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え
- 不法投棄防止パトロール

○津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進

【事業内容】

・ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、看板やバリケードを提供するとともに、地域事業に参加して事業展開する不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業及び、不法投棄物緊急撤去事業等を実施する。

（取組結果）

不法投棄撲滅キャンペーン事業について、津久井地区の「津久井やまびこまつり」で、来場者に対し不法投棄防止の啓発チラシ及び啓発物品の配布を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から参加しなかった。

不法投棄防止普及啓発事業について、各旧4町総合事務所及び津久井クリーンセンターの外壁等に、不法投棄防止啓発横断幕・懸垂幕を掲示し、市民への啓発を図った。

テーマ：「不法投棄をしない・させない・許さない」

内訳：（横断幕3枚、懸垂幕2枚）

掲示場所：城山総合事務所 別館 懸垂幕設置スペース（懸垂幕）

津久井総合事務所 2階ベランダ（横断幕）

相模湖総合事務所 懸垂幕設置スペース（懸垂幕）

藤野総合事務所 敷地内フェンス（横断幕）

津久井クリーンセンター 敷地内フェンス（横断幕）

不法投棄防止対策事業について、令和4年度に作成した不法投棄防止のメッセージマグネットを津久井地域の資源及び一般ごみを収集する収集車に掲出し、不法投棄防止等の啓発を図った。

不法投棄物緊急撤去事業については、不法投棄物の放置が新たな不法投棄を招く恐れがあるため、環境保全上特に支障がある不法投棄箇所を選定し、市からの負担金を活用して、通常では撤去が困難な不法投棄物の緊急撤去を実施した。

実施日 令和6年2月27日（火）

実施場所 小倉地区（3カ所）

撤去内容 一般ごみ、粗大ごみ等、廃家電等

撤去量 550kg

実施事業2 持ち去り行為対策の推進

○パトロールの実施

【事業内容】

・市民通報を受けた「ごみ・資源集積場所」のパトロールを実施する。

（取組結果）

市民からの持ち去り行為の通報は年間44件あり、環境事業所の職員や警察官OBによるパトロールを実施した。

【事業内容】

・持ち去り行為者に対する指導等を実施する。

（取組結果）

悪質な持ち去り行為者に口頭注意4件を実施した。

○近隣自治体や警察署との連携	
【事業内容】	・必要に応じ、近隣自治体と広域的な持ち去り行為に関する情報交換を行う。
(取組結果)	今年度は持ち去り行為に関する情報交換を行わなかったが、引き続き近隣自治体と相談できる体制を整えている。
【事業内容】	・必要に応じ、所轄警察署と連携し、告発を含めた行為者に対する対応を協議する。
(取組結果)	今年度は持ち去り行為者に対する対応についての協議を行わなかったが、所轄警察署との連携体制を整えている。

○GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施	
【事業内容】	・必要に応じ、関東製紙原料直納商工組合よりGPS機器を借用し、追跡調査を実施する。
(取組結果)	今年度はGPS機器を用いての調査は行わなかったが、GPS機器を用いての調査ができる体制を整えている。

実施事業3 不用品の違法回収対策の推進

○違法な不用品回収業者の指導					
【事業内容】	・市民からの苦情通報や情報提供に基づき、違法な不用品回収業者へ指導を行う。				
(取組結果)	市民からの苦情通報や情報提供に基づき、パトロールを実施し、不用品回収業者と接触した場合には、必要な指導を実施した。				
◆不用品回収業者に関する苦情等対応状況◆					
	(単位：件)				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
不用品回収業者に関する通報	3	1	6	8	17

○違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供	
【事業内容】	・広報さがみはらに、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する記事を掲載し、注意喚起を行う。
(取組結果)	令和6年3月1日付広報さがみはら (No.1524)、市ホームページ及び「ごみと資源の日程・出し方」に、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する記事を掲載し、注意喚起を図った。

取組の柱Ⅲ ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化を担っており、家庭から排出される一般ごみの減少など、一定の成果を上げている。

今後も、市民・事業者・行政のそれぞれが自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに、連携を強化し、協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりを進めて行く必要がある。

実施事業1 きれいなまちづくりの推進

<p>○自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化</p> <p>○市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信</p> <p>○若い世代の美化活動への参加促進</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市美化運動推進協議会及び市廃棄物減量等推進員と連携した市民地域清掃などの美化活動を実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>市美化運動推進協議会及び各自治会と連携し、市民地域清掃を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市廃棄物減量等推進員に対する研修会を実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>市廃棄物減量等推進員を対象に、市ホームページに動画を公開し動画視聴による研修を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まち美化アダプト活用制度」を活用し、駅前商店街による清掃活動を実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>「まち美化アダプト制度」合意団体の活動を支援し、駅前商店街による清掃活動を実施した。</p> <p>合意団体数：6団体</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市美化運動推進協議会の活動を支援する。
<p>(取組結果)</p> <p>同協議会のまちの環境美化に関する活動を支援するため、補助金の交付や事務局としての運営補助を実施した。</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市美化運動推進功労者表彰を実施する。
<p>(取組結果)</p> <p>市美化運動推進功労者表彰を実施した。</p> <p>令和5年1月19日(日)</p> <p>個人 12人、団体 8団体</p>
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同協議会が実施する小中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクールを支援する。
<p>(取組結果)</p> <p>同協議会が実施している美化ポスター・美化標語コンクールを支援した。</p> <p>美化ポスター応募作品数：448点(最優秀賞2点 優秀賞10点)</p> <p>美化標語応募作品数：383点(最優秀賞2点 優秀賞4点)</p>

【事業内容】

- ・同協議会が運営するホームページにおいて、市民・事業者の清掃活動等を紹介する。

(取組結果)

同協議会ホームページにおいて、構成団体等の美化活動をPRした。

【事業内容】

- ・市内大学と情報交換を実施する。

(取組結果)

若い世代の美化活動への参加促進の一環として、市内大学と情報交換を行えるよう、調査・研究を実施した。

○良好な環境を保っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度の検討

【事業内容】

- ・他市が行っているごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度について、調査・研究を行う。

(取組結果)

ごみ・資源集積場所を対象とした表彰制度について、調査・研究を行い、制度内容について検討した。

○一般ごみの夜間収集の継続

【事業内容】

- ・夜間収集を引き続き行うことで、駅前におけるまちの美観等の確保、事業系ごみの適正排出を促進する。

(取組結果)

平成15年度から実施している駅前地区10か所における一般ごみの夜間収集を、継続して実施した。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたイベント時の啓発活動の推進

【事業内容】

- ・一般廃棄物処理基本計画の改定において、実施事業などの見直し、廃止を検討する。

(取組結果)

計画改定時に見直しを行い、「5月30日「きれいなまちづくりの日」をはじめとした啓発活動の推進」として、継続実施することとした。

実施事業2 生ごみ・食品ロスの削減

○市内の循環に向けたフードドライブの推進（再掲I-1-1）

【事業内容】

- ・公共施設での食品の受け入れを継続する。

(取組結果)

○常時受入（令和元年10月より実施）

受付場所：市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター（令和3年1月より実施）、南区役所区政策課（令和4年11月より実施）、麻溝まちづくりセンター（令和6年1

月より実施)

令和5年度実績 受入件数：1,305件 受入重量：約757kg

回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、子ども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供した。

【令和5年度実績】

	提供数量	総重量
フードバンク	2,392個	約544kg
学生支援	1,256個	約212kg

【事業内容】

- 市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。

(取組結果)

市内団体等が取り組むフードドライブの拠点一覧を市ホームページで紹介した。

【事業内容】

- 身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成する。

(取組結果)

身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成した。

【事業内容】

- 若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展する。

(取組結果)

若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展した。

○会食時における「3010 運動」の実施及び啓発（再掲 I-2-1）

【事業内容】

- 暑気払いシーズンや忘年会シーズンに飲食店を対象にポスターの配布等の啓発キャンペーンを行う。

(取組結果)

会食や宴会の多いシーズン（年末年始や年度末）に、公共施設の庁内放送や全庁掲示板、デジタルサイネージ（動画）等で、啓発を実施した。

【事業内容】

- 中小事業者訪問指導時及び食品ロス削減月間に合わせて、会食時における「3010 運動」に関する働きかけの促進に係るリーフレットを配布する。

(取組結果)

中小事業者訪問指導及び食品衛生責任者実務講習会の際に、会食時における「3010 運動」の促進に関する啓発を行い、あわせて、令和5年10月より、食品衛生責任者実務講習会参加事業者に対して、啓発物品（ポスターやポップ）の配布を開始した。

○フードバンク等との連携（再掲 I-2-1）

【事業内容】

- 事業者からの要望に対し、フードバンク実施団体との連携に係る調整を行う。

(取組結果)

「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用し、フードバンク等の活用に関する啓発を実施した。

実施事業3 ごみの資源化の拡大

○「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援（再掲Ⅰ-1-3）

【事業内容】

- ・実施団体に対し、利用に関するアンケートを実施する。

（取組結果）

令和5年7月に実施団体に対して制度実施に関するアンケートを実施した。

【事業内容】

- ・アンケート結果を踏まえ、今後の支援の在り方について検討する。

（取組結果）

アンケート結果の集計・分析を実施した。

○事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進（再掲Ⅰ-1-3）

【事業内容】

- ・引き続き、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会等を通じて、国や県に対して、事業者による容器、包装材等の回収・資源化の促進に向けた要望を行う。

（取組結果）

全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。）」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望した。

実施事業4 不法投棄防止対策の推進

○不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進（再掲Ⅱ-2-1）

【事業内容】

- ・パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。

（取組結果）

パートナーシップ協定を締結した14市民団体と協働による不法投棄対策事業を実施した。

【主な市民団体の活動内容】

- 散乱ごみの収集
- 市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え
- 不法投棄防止パトロール

取組の柱Ⅳ 生活排水の適正な処理

下水道整備区域については、更なる公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置を推進する。

また、生活排水を適正に処理するため、浄化槽の維持管理の徹底について、啓発を推進する。

実施事業1 公共下水道の整備の推進

○地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全

【事業内容】

・生活排水処理における施設整備の推進や、適正な維持管理等に関する周知・啓発を行うことで、水源の汚濁防止と地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全を図る。

（取組結果）

公共下水道や、高度処理型浄化槽の整備を通じて、生活排水処理の向上を図るとともに、単独処理浄化槽等の住宅について、合併処理型浄化槽への転換補助や未接続の家屋等に対して接続促進を実施することで、水源への汚水流入の抑制を通じた水環境の保全に取り組んだ。

あわせて、下水道の仕組みや適正な利用、維持管理等について小学校での出前授業などを通じて周知するとともに、Tour of Japan 2023 などのイベントにおいてデザインマンホールを設置するなど、下水道についての普及啓発を実施した。

○公共下水道の整備及び維持管理

【事業内容】

・公共下水道の整備及び適正な維持管理を行うことで、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図る。

（取組結果）

ダム集水区域の下水道整備について、次のとおり実施した。

○整備工事（概要）

- ・面積＝9.42ha
- ・工事延長＝3232.7m
- ・事業費＝613百万円

また、維持管理においては2ヶ月ごとに下水道施設のパトロールを行い、適切に施設修繕を実施した。特にマンホールポンプは重要な施設であり、迅速な対応ができるよう、維持管理、保守点検及び修繕等を一元化し、機能を正常に保つとともに各機器の延命化を図るための委託契約を実施した。

○適正な生活排水の処理についての周知・啓発

【事業内容】

・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

（取組結果）

Tour of Japan 2023 や、さがみはら環境まつりでのパネル展示、「下水道の日」にあわせた広報さがみはら9月1日号・エコチル12月号への記事掲載などを通じて、下水道の仕組み等のPRを実施した。

また、小学校にて下水道の正しい使い方などについて出前授業を実施するとともに、これらの活動

について、Instagramにて情報発信を行い、周知・啓発を図った。



【Instagram QR】

実施事業2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

○単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の促進

【事業内容】

・ダム下流域の公共下水道供用開始区域外において、単独処理浄化槽等を設置している管理者に対して、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を図る。

（取組結果）

市ホームページにより、合併処理浄化槽への転換の啓発や補助制度に係る周知を実施した。

合併処理浄化槽への転換促進を図るため、単独処理浄化槽の管理者に対して、転換の啓発やリーフレット等により補助制度の周知を図った。

○ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進

【事業内容】

・高度処理型浄化槽への転換を促進するための周知を図るとともに、市設置高度処理型浄化槽の設置における民間活力活用制度（工事店制度）のさらなる促進を図る。

（取組結果）

高度処理型合併浄化槽の設置を次のとおり実施した。

○高度処理型合併浄化槽の設置 77基

○地域のイベント、モデル地区とした地元自治会の会合に参加し、市設置高度処理型浄化槽の説明を行うと共に、缶バッジ、ポスター等を活用して高度処理型浄化槽への転換の促進を図った。

○浄化槽設置申請者への説明の際、工事店申請のメリットを配架しているパンフレットを用いて説明し、民間活力活用制度（工事店制度）のさらなる促進を図った。

○合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発

【事業内容】

・浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。

（取組結果）

浄化槽の適正な維持管理について広報紙や市ホームページにより周知・啓発を図った。

近隣からの苦情や法定検査の結果等により、管理状況に問題があった浄化槽管理者に対して改善指導を行った。なお、公共下水道への接続指導の際に、浄化槽管理者に対しリーフレットを配布し、浄化槽の適正な維持管理について周知を図った。

○適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲Ⅳ-1）

【事業内容】

・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

（取組結果）

Tour of Japan 2023 や、さがみはら環境まつりでのパネル展示、「下水道の日」にあわせた広報さがみはら9月1日号・エコチル12月号への記事掲載などを通じて、下水道の仕組み等のPRを実施した。

また、小学校にて下水道の正しい使い方などについて出前授業を実施するとともに、これらの活動について、Instagramにて情報発信を行い、周知・啓発を図った。



【Instagram QR】

実施事業3 生活排水対策の推進に向けた普及啓発や公共下水道への接続の促進

○地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲Ⅳ-1）

【事業内容】

・生活排水処理における施設整備の推進や、適正な維持管理等に関する周知・啓発を行うことで、水源の汚濁防止と地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全を図る。

（取組結果）

公共下水道や、高度処理型浄化槽の整備を通じて、生活排水処理の向上を図るとともに、単独処理浄化槽等の住宅について、合併処理型浄化槽への転換補助や未接続の家屋等に対して接続促進を実施することで、水源への汚水流入の抑制を通じた水環境の保全に取り組んだ。

あわせて、下水道の仕組みや適正な利用、維持管理等について小学校での出前授業などを通じて周知するとともに、Tour of Japan 2023 などのイベントにおいてデザインマンホールを設置するなど、下水道についての普及啓発を実施した。

○適正な生活排水の処理についての周知・啓発（再掲Ⅳ-1）

【事業内容】

・広報紙やイベントを通じて、下水道の仕組みを紹介し、正しい下水道の使い方について周知・啓発を行う。

（取組結果）

Tour of Japan 2023 や、さがみはら環境まつりでのパネル展示、「下水道の日」にあわせた広報さがみはら9月1日号・エコチル12月号への記事掲載などを通じて、下水道の仕組み等のPRを実施した。

また、小学校にて下水道の正しい使い方などについて出前授業を実施するとともに、これらの活動について、Instagramにて情報発信を行い、周知・啓発を図った。



【Instagram QR】

○公共下水道への接続の促進

【事業内容】

・公共下水道が整備され、供用開始後3年が経過した未接続の家屋等を対象に、通知・訪問による接続促進を実施する。

（取組結果）

公共下水道への接続義務期間（処理開始日から3年間）を経過する家屋等に対して、職員が定期的に戸別訪問し、公共下水道への接続を指導した。

【通知による指導実績】 69件

【訪問指導実績】 112件

これまでの訪問指導において確認している個々の事情等を精査し、指導対象の優先順位付けを行う事により、指導の効率化を図っている。

実施事業4 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

○地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全（再掲Ⅳ-1）

【事業内容】

・生活排水処理における施設整備の推進や、適正な維持管理等に関する周知・啓発を行うことで、水源の汚濁防止と地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全を図る。

（取組結果）

公共下水道や、高度処理型浄化槽の整備を通じて、生活排水処理の向上を図るとともに、単独処理浄化槽等の住宅について、合併処理型浄化槽への転換補助や未接続の家屋等に対して接続促進を実施することで、水源への汚水流入の抑制を通じた水環境の保全に取り組んだ。

あわせて、下水道の仕組みや適正な利用、維持管理等について小学校での出前授業などを通じて周知するとともに、Tour of Japan 2023 などのイベントにおいてデザインマンホールを設置するなど、下水道についての普及啓発を実施した。

○合併処理浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発（再掲Ⅳ-2）

【事業内容】

・浄化槽の清掃・点検の実施など適正な維持管理について広報紙や市ホームページ、リーフレット配布等により周知・啓発を図るとともに、管理状況に問題等を確認した場合には浄化槽管理者に改善指導を行う。

（取組結果）

浄化槽の適正な維持管理について広報紙や市ホームページにより周知・啓発を図った。近隣からの苦情や法定検査の結果等により、管理状況に問題があった浄化槽管理者に対して改善指導を行った。なお、公共下水道への接続指導の際に、浄化槽管理者に対しリーフレットを配布し、浄化槽の適正な維持管理について周知を図った。

実施事業5 し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

○し尿・浄化槽汚泥等の効率的な収集運搬体制の構築

【事業内容】

- ・市全体の効率的な収集運搬体制については、引き続き検討していく。

（取組結果）

し尿・浄化槽汚泥収集箇所の減少等を踏まえ、引き続き効率的な収集運搬体制の検討及び収集コースの見直しを行った。また、津久井地域では、し尿については委託、浄化槽汚泥等については許可業者による現行の収集運搬体制を維持する。なお、市全体の収集運搬体制の適正な在り方については今後も検討を続ける。

○津久井地域における浄化槽清掃料金に対する助成の継続

【事業内容】

- ・旧相模原市の区域と津久井地域の清掃料金が異なることから、市民負担等の均衡を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理により水源地域の環境保全を図るため、引き続き助成を継続する。

（取組結果）

し尿・浄化槽汚泥収集箇所の減少等を踏まえ、引き続き効率的な収集運搬体制の検討及び収集コースの見直しを行った。また、津久井地域では、し尿については委託、浄化槽汚泥等については許可業者による現行の収集運搬体制を維持する。なお、市全体の収集運搬体制の適正な在り方については今後も検討を続ける。

旧相模原市の区域と津久井地域の市民負担等の均衡を図り、浄化槽の適正な維持管理により水源地域の環境保全を図るため、引き続き、津久井地域の浄化槽管理者を対象に浄化槽清掃補助金を交付した。

○件数：5,697件

○交付額：76,631,576円

実施事業6 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

○し尿処理施設の適正な維持管理

【事業内容】

- ・市内唯一のし尿処理施設として、し尿及び浄化槽汚泥等を安全で安定的に処理するため、し尿処理施設の適正な維持管理を行う。

（取組結果）

し尿・浄化槽汚泥等の処理量に応じた、省エネルギー化、効率的な施設運営を推進した。

◆処理量等実績◆

区 分	津久井クリーンセンター
稼働日数	267日
処 理 量	26,905kL
し尿	2,492kL
浄化槽汚泥	24,198kL
ディスポーザ汚泥	215kL
1日あたり平均	100.77kL

取組の柱Ⅴ 大規模災害への備え

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理等を進める強靱な処理体制の構築を目指し、災害廃棄物等処理計画等を見直し、大規模災害への備えを計画的に進める。

基本施策 1 災害廃棄物等処理体制の整備

大規模災害時に災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要がある。

特に、避難所のごみやし尿を含む災害廃棄物等の処理を、適正かつ迅速に行うための処理体制の整備について検討を進める。

実施事業 1 災害廃棄物等の処理への備え

○災害廃棄物等の処理方法等の検討

【事業内容】

・令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物の収集・処分体制・処理方法及び、排出方法等に対する検証を行い、課題を抽出するとともに解決に向けて検討する。

（取組結果）

地震を想定した防災訓練を実施し、災害廃棄物等処理協力体制の確認を行うとともに、今後の発展的な訓練に向け、課題等を整理した。

○災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施

【事業内容】

・地域の防災訓練にあわせて、災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練等を行うことを検討・調整する。

（取組結果）

防災アセスメント調査の見直しにより、災害廃棄物等処理計画の改定が見込まれることから、排出ルールの見直しに向けて資料等を確認した。

○災害時の情報収集及び情報共有手段の確保

【事業内容】

・本市の災害情報共有システムや、他都市の情報共有システムに関する情報収集等を行うとともに、現状のトランシーバーを運用する体制を維持する。

（取組結果）

令和6年能登半島地震が発生し、本市が被災地支援をする際、他都市の支援状況に関する情報収集を行うとともに、被災地に派遣した職員とトランシーバーにより情報を共有した。

○仮置場の確保に向けた検討

【事業内容】

・新たな仮置場の確保に向けて、検討していく。

（取組結果）

新たな仮置場候補地は選定できなかったが、災害発生時に備え仮置場設置のフローや管理・運営手順等を確認した。

○災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

【事業内容】

- ・災害廃棄物の収集・処分体制について、必要に応じて見直しを行う。

（取組結果）

令和6年能登半島地震の災害廃棄物収集支援に職員を派遣し、情報収集と課題確認を行った。

実施事業2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し

○仮置場の確保に向けた検討（再掲V-1-1）

【事業内容】

- ・新たな仮置場の確保に向けて、検討していく。

（取組結果）

新たな仮置場候補地は選定できなかったが、災害発生時に備え仮置場設置のフローや管理・運営手順等を確認した。

○災害廃棄物等の収集・処分体制の構築（再掲V-1-1）

【事業内容】

- ・災害廃棄物の収集・処分体制について、必要に応じて見直しを行う。

（取組結果）

令和6年能登半島地震の災害廃棄物収集支援に職員を派遣し、情報収集と課題確認を行った。

○災害時におけるごみ排出方法等の検討

【事業内容】

- ・災害時におけるごみ排出方法等について、検討・整備する。

（取組結果）

他市の事例を確認し、課題を検討した。

○災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討

【事業内容】

- ・災害時における情報提供手段等について、検討・整備する。

（取組結果）

荒天時にごみ・資源の収集を中止する場合と同様に、ひばり放送や市ホームページ等で周知することとした。

実施事業3 災害時のごみの排出方法等の広報

○平時からの片付けごみの排出方法や仮置場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供

【事業内容】

- ・他市の情報提供方法について、情報を収集するとともに、調査研究を行う。

（取組結果）

荒天時にごみ・資源の収集を中止する場合と同様に、ひばり放送や市ホームページ等で周知することとした。

○災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲V-1-1）

【事業内容】

・本市の災害情報共有システムや、他都市の情報共有システムに関する情報収集等を行うとともに、現状のトランシーバーを運用する体制を維持する。

（取組結果）

令和6年能登半島地震が発生し、本市が被災地支援をする際、他都市の支援状況に関する情報収集を行うとともに、被災地に派遣した職員とトランシーバーにより情報を共有した。

○災害時におけるごみ排出方法等の情報提供手段の検討（再掲V-1-2）

【事業内容】

・災害時における情報提供手段等について、検討・整備する。

（取組結果）

荒天時にごみ・資源の収集を中止する場合と同様に、ひばり放送や市ホームページ等で周知することとした。

基本施策2 応援・受援体制の整備

大規模災害時に円滑に災害廃棄物等処理するためには、他自治体及び民間事業者等との協力や迅速かつ確実な情報共有が必要となるため、熊本地震や能登半島地震などの教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進める。

実施事業1 他自治体との相互支援体制の強化

○他自治体との相互支援体制の強化

【事業内容】

・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック会議等を通して、他都市との情報交換を進めるとともに、相互援助体制の課題を抽出する。

（取組結果）

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会に出席し、情報交換を行い、相互援助体制の課題を確認した。

○災害時の情報共有体制の強化

【事業内容】

・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック会議等を通して、他都市との情報交換を進めるとともに、情報共有体制の課題を抽出する。

（取組結果）

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会に出席し、情報交換を行い、情報共有体制の課題を確認した。

実施事業2 民間事業者等との協力関係の強化

○民間事業者等との協力体制の強化

【事業内容】

・民間事業者と協力・連携して地震等大規模災害を想定した防災訓練を行い、協力体制の強化を図る。

（取組結果）

協定を締結している民間事業者との連絡体制を確認した。

実施事業3 ITをより活用した災害時の情報共有体制の強化

○情報端末を活用した被災状況の迅速な情報共有体制の整備

【事業内容】

・災害情報共有システムを運用していく中で生じた新たな課題には、システム所管課と連携して適宜対応する。

（取組結果）

災害情報共有システムの稼働や使用方法を確認した。

相模原市のごみ減量化及び資源化の啓発活動について

1. 概要

本市では平成23年度より「相模原ごみDE71大作戦」のキャッチコピーの下、家庭系・事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、様々な啓発活動を実施している。

ごみDE71大作戦

「ごみでない」と読む。「DE」は「Do it, Everybody! みんなでやろう!」の意味、「71」は平成22年当時の相模原市民71万人から取っている。相模原市民71万人と事業者が一丸となって「ごみを出さない」を意味している。

2. 実施した啓発事業

①ごみ減量啓発活動

市内イベントでの啓発物品の配布や自治会・公民館等での講座など、子どもから高齢者にいたるまで、幅広い年齢層を対象に啓発活動を実施した。

《実施事業》

各種イベント等における啓発活動、ごみ・資源出張相談会 等



《ごみ・資源出張相談会の様子》

地域にお住まいの方に対して、「ごみ」と「資源」の説明を通して、ごみの減量化・資源化の啓発を行った。

②ごみ排出時における指導・啓発

排出ルールが守られていないなど、適正に管理されていないごみ・資源集積場所の利用者や集合住宅の管理者に対して、早朝啓発を実施した。

《実施事業》

早朝啓発



《早朝啓発の様子》

市内のごみ・資源集積場所にて、ごみ出しを行う利用者に対して、ごみの分別の呼びかけや冊子の配布等により啓発を行った。

③学校との連携

ごみの減量化・資源化への関心をより一層高めるため、学校と連携し、社会科授業や総合的な学習の時間等において、ごみの減量化や資源分別の大切さ等に関する出前講座や体験学習を実施した。

《実施事業》

小学校出前講座、幼稚園・保育園・こども園出前講座



《小学校出前講座の様子》

市内小学校 67 校の 4 年生 5,223 人に対して、ごみの減量化・資源化の啓発授業や、ごみ収集車を使用したごみ収集体験を行い、ごみや資源の分別の大切さを伝えた。



《幼稚園・保育園・こども園出前講座の様子》

市内 27 ヶ所の幼稚園・保育園・こども園の幼児 3,080 人に対して、ごみの減量化・資源化の啓発授業や、ごみ収集車を使用したごみ収集体験を行い、ごみや資源の分別の大切さを伝えた。

④中小事業者に対する適正排出等の指導

中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図った。

《実施事業》

市内の中小事業者戸別訪問（3,573 者）

「相模原市一般廃棄物処理基本計画 令和5年度の実施状況」

発行 令和6年8月

作成 相模原市 環境経済局

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
電話 042-769-8336（直） FAX 042-769-4445
E-Mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp